

令和4年 第2回農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号	1	農地法第3条の規定による許可申請について	R4.2.1	許可
議案第2号	1	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃借権)	R4.2.1	承認
	2	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃借権)	R4.2.1	承認
	3	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃借権)	R4.2.1	承認
	4	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(使用貸借権)	R4.2.1	承認
	5	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃借権)	R4.2.1	承認
届出	1	農地法第18条の規定による合意解約について	R4.2.1	受理

令和4年 第2回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第2回総会
- 2・日時 令和4年2月1日(火) 午後15時00分～15時37分
- 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室
- 4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
- 議案第2号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について 5件
- 届出 農地法第18条の規定による合意解約について 1件

その他 確認事項 農業経営基盤強化促進法における利用権の取り扱いについて

5・出席者 農業委員

議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名
1	○	久保田 保幸	4	○	松永 淳一郎	7	○	田代 美由紀
2	○	田代 修一	5	○	大串 勝美	8(副会長)	○	岩永 嘉之
3	○	古川 法秋	6	○	前田 崇文	9(会長)	○	藤 俊信

最適化推進委員

—	—	—	—
—	—	—	—

農業委員会事務局 井筒克己 永尾由美子 前田栄治

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので只今から令和4年第2回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

皆さまこんにちは。今、我々の近くでもオミクロン株に感染された方がいらっしゃるようです。丁度2年間、コロナに関する話をしてきたところですが、感染対策を十分にしておいても感染したと聞かれますが、今一度感染対策をしっかりやっていくしかないように思われます。早く収束することを願うばかりです。

本日も最後まで慎重な審議をよろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

只今の出席委員は9名中9名です。

定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは有田町農業委員会会議規則第3条により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

○議長（会長）

日程第1議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）

それでは本日の署名委員は、6番（前田崇文）、7番（田代美由紀）委員にお願いします。

審議に入る前に報告及び確認事項等を先に行いたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書P14の報告事項をお開き下さい。

〇〇〇の〇〇〇さんと〇〇〇との間で、3筆が中間管理機構を通して利用権設定されていましたがそのうち1筆が営農再開をされる事から双方合意にて解約されます。

以上報告します。

○議長（会長）

報告事項について説明がおわりました。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問が無いようですので、これで報告事項を終了します。

続きまして、確認事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書P15をお開き下さい。先日の研修会の折お話をしておりました、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の取り扱いについて確認事項です。

P15が利用権設定の取り扱いについての確認内容、P16及び17に参考として該当する法律の条文を抜粋して添付しております。

内容としましてはP13の上から1・2・3の④までは法律で決まっている内容となっております。この前お話していただきましたとおり、2番の農業委員会で意見決定して市町村が農用地の権利設定等に関する事項を盛り込んだ「農用地利用集積計画」を作成し公告することで利用権設定の効力が発生するとか、これに該当するためには3番の要件の①計画の内容が町の基本構想に適合すること。②農用地のすべてを効率的に耕作すること。③農作業に常時従事すること。常時従事しない場合でも地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うものであれば可能です。④番の方は契約を結ぶ際に共有名義があった場合は全員か過半数の同意を取って下さいねという事で、所有者が亡くなられて代わりに提出される場合は、持ち分の半分以上お持ちの方の名前を連名で出してくださいねという事です。最後にこの前決めていただいたのが要件の⑤番のところになります。下限面積をどうするかという事になりますが、これまでは利用権の設定では農地法の3条の下限面積と同じ50アールという事で取り扱いをしてきましたけれども、新規就農とか契約上なかなか5反が難しいとかいうような話が出ましたので、これを30アール以上という事とし、農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定を受ける方、認定新規就農者と言いますがその方はハウス等での施設園芸もあられますので10アールからとして、後は今回上がっています更新の場合は下限を設けないとするという事でご協議を頂いたところです。議事として残るようにし今回取りまとめたものを付けさせていただきました。今後の利用権設定では、この様な取り扱いをさせていただいて良いでしょうかという事で確認をお願いしたいと思います。

○議長（会長）

確認事項について説明が終わりました。

意見、質問のある方は、挙手をもって質問してください。

貸借に関しては50アールから30アールにね。

簡単に言えば基盤強化によれば面積要件が無いという事よね。

○事務局

そうです。

○議長（会長）

認定農業者は施設園芸さすけん1反で収益が上がらず方もおらすもんね。
他に質問ありませんか。

○2番委員

認定新規就農者とは最初から認定者になると。

○事務局

認定新規就農者となられる場合は、提出された計画書を基に関係機関ここで言いますと、農林事務所・普及センター・農協・農業委員会・申請者に対し農林課から招集をされ審査会が開かれます。審査会では、申請者さんの意気込みであったり、計画書の内容確認であったり複数の項目について確認をした上で認定が可能であるか否か審査されます。

○2番委員

そこで認定される必要があるという事ですね。

○事務局

認定にも認定新規就農者と認定農業者がありまして、新しく農業を始められる方を認定新規就農者と言い、就農され5年が経過した後に認定農業者に移行される方もいらっしゃいます。

○議長（会長）

他に質問ありませんか。

質問等が無いようですので、以後農業経営基盤促進法における利用権設定についてはこのように取り扱いをすることとします。

続きまして、日程第2議案第1号農地法第3条規定による申請1番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書P1をお開き下さい。P2に位置図、P3に航空写真を添付しております。

～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○5番委員

1月26日に現地確認を行いました。説明がありましたとおり農地法第3条の売買による許可申請で、場所は○○○地区になります。

P2の位置図をご覧ください。樋杓川下野山線、役場から山谷方面へと向かい、○○○地区の交差点から国見山方向へ600メートルほど行った譲受人の○○○さんの自宅の南側が申請地になります。譲渡人の○○○さんは町外在住で、家も空き家になっていて今まで隣でもあり荒れないよう苗床として○○○さんが管理をされていたようです。譲受人の○○○さんも十分農業をされていて問題ないと思われます。

ご審議よろしくお願いたします。

○議長（会長）

この地区は私の担当地区でもありますので補足説明しますと、○○○さんは周辺の農地も借りられ耕作されています。○○○さんも町外在住で農業をされないという事でここの田んぼも苗床として使用されて何ら問題はないかと思われます。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

議案第1号農地法第3条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により許可されました。

続きまして、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の町長に対する要請1番から5番について、一括して議題といたします。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

申請1番

議案書のP4が申請内容、P5に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請2番

議案書のP6が申請内容、P7に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請3番

議案書の P 8 が申請内容、P 9 に航空写真を添付しています。

申請 4 番

議案書の P 1 0 が申請内容、P 1 1 に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請 5 番

議案書の P 1 2 が申請内容、P 1 3 に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

以上、計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法規定の要件を満たしていると考えます。

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、事務局にて事前確認されていて問題ないということです。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○2 番委員

申請 4 番で、権利の種類に使用貸借権はどのようなものですか。

○事務局

使用貸借ですね。無償という事です。

○議長（会長）

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

採決は一括して行います。

議案第 2 号要請 1 番から 5 番について集積計画の作成を要請することに賛成の方は、挙手を求めます。

全員賛成により要請 1 番から 5 番は承認されました。

承認を得ましたので、農用地利用集積計画を作成するよう要請する事といたします。

以上で、本日の議事事項についてはすべて終了しましたが、その他ございませんか。

これにて、令和 4 年第 2 回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は、3 月 1 日（火）の予定です。

総会 15時37分終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長	署 名	藤 俊信
	署 名 6番	前田 崇文
	署 名 7番	田代美由紀
	書 記	永尾 由美子